

集金時のお取扱いについて ~ご利用の皆様へお知らせ~

いつもJA富山市をご利用いただきありがとうございます。

当JAでは、職員が皆様から現金・通帳などをお預かりする際の手続きを以下のとおり定めております。

何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

現金・通帳等をお預かりする場合の『受取書』の交付について

当JAの職員がご利用者様のご自宅を訪問し、現金・通帳等をお預かりする場合には、『受取書』をお渡しします。

職員がお預かりした際には、必ず『受取書』を交付いたします。なお、いかなる場合にも、ご印鑑をお預かりすることはありません。

『受取書』は、後日、当JA職員がご利用者様へ通帳等をご返却する際に必要となりますので、大切に保管してください。

職員から返却された通帳や証書などは、内容に間違いがないか、その場でご確認をお願いいたします。

『定期積金掛込金』をお預かりする場合について

定期積金掛込金のみをお預かりする場合には、『受取書』は交付されません。当JAの職員が、ご利用者様の面前で定期積金証書および「集金カード」の掛込領収欄の双方に同一の領収日および領収印を押印しますので、ご確認をお願いいたします。

定期積金掛込金のほか、現金・通帳等をお預かりした際には、必ず『受取書』を交付いたしますので、その場でご確認をお願いいたします。



○当JAの職員は契約書、各種貯金申込書、払戻請求書等のお客様ご記入欄の代筆は行っておりません。お客様のご事情により、お客様自身がご記入できない場合は、担当者にご相談ください。

○その他、ご不明な点等ございましたら、お取引支所または下記の連絡先までご連絡ください。

JA富山市 金融課
連絡先 076-425-7555

現金・通帳などをお預かりする際にお渡しする受取書(様式見本)

No. _____
年 月 日

受 取 書

おところ.....
おなまえ.....様

出賃組合員	出賃組合員以外	件 数	合 計 金 額 (円)	備 考	処理者名
1 現金 小切手 (枚) 手 形 (枚)	円	枚		貯 金 [普通・総合・ 共済積戻 [] [新契約・異動・既契約・返約] その他 []	
2 通 帳 [普通・総合・定期・積立式定期 定期積金]					
3 貯金証書 (定期・定期積金)					
4 払戻請求書・貯金解約申込書等 [普通・総合・定期・積立式定期 定期積金]					
5 申込書等 [普通・総合・定期・積立式定期]					
関係書類お渡し方法	郵送・ご来店・持参	手続処理後お渡しするもの	①現金 ②通帳・貯金証書 ③手形・小切手 ④計算書 ⑤その他 []		

- 【ご注意】
- 1 取扱者印のないもの、または合計金額を訂正したものは無効といたします。
 - 2 関係書類(現金)、「通帳・貯金証書」または「小切手」をご来店または持参の状況でお渡しする場合は、本書と引換えにお渡しいたします。
 - 3 受取りいたしました小切手・手形等がオーラ検印されなかったときは、本書と引換えに小切手・手形等をお返しいたします。
 - 4 共済積金の小切手および手形での払込みは、原則できません。
 - 5 本書は複製、譲渡または買入できません。
 - 6 本書をなくされたときは、当組合にたちにお届けください。
お届け前に至りました事故、損害などにつきましては、当組合は一切その責を負いません。

印紙
1円未満
出賃組合員
以外で受取
金額2万円
以上のもの

上記お受取りいたしました。ご依頼の手続き完了後、関係書類をお渡しいたしました後は、本書を無効とさせていただきます。
なお、記載金額を共済掛金等として入金処理後、領収書を発行した場合は、本書を無効とさせていただきます。
ただし、右記載事項 ②および③の場合は本書を回収させていただきますので、それまで大切に保管ください。

農業協同組合

取扱者印